

地方独立行政法人とは（Q & A）

地方独立行政法人に関する基本的な事項について説明します。

1 概要

Q 地方独立行政法人とは何ですか？

A 住民の生活や地域社会・地域経済の安定など公共上の見地から、その地域において確実に実施される必要がある事業のうち、地方公共団体が直接実施する必要はないもので、民間に委ねると適切に実施されないおそれがあるものを、効率的・効果的に行うために地方公共団体が設立する法人です。

よって、地方独立行政法人には、公的サービスをきちんと提供する役割が法律上(※)位置付けられています。

(※)法律…地方独立行政法人法（以下、「法」という。）

2 対象業務

Q どのような業務を行うのですか？

A 対象業務は、下記のとおりです。

- ① 試験研究
- ② 大学の設置及び管理
- ③ 公営企業に相当する事業
水道事業、工業用水道事業、軌道事業、自動車運送事業、鉄道事業、
電気事業、ガス事業、病院事業等
- ④ 社会福祉事業
- ⑤ 公共的な施設の設置及び管理

3 設立

Q 設立の手続きはどのように行うのですか？

A 市（設立団体）が議会の議決を経て定款を定め、県知事が認可することにより設立されます。

4 役職員の任免

Q 役職員は誰が任免するのですか？

- A ① 理事長及び監事は、市長（設立団体の長）が任命・解任します。
② その他の役員及び職員は、理事長が任命・解任します。

5 財産的基盤

Q 財産的基盤はどのように形成されるのですか？

- A 地方独立行政法人が業務を確実に実施できるよう、市（設立団体）が法に基づき、財産を当該地方独立行政法人へ承継することで、財産的基盤を形成します。これは、法律上、同法人へ出資できるのは地方公共団体のみとされているためであり、それゆえ、公立病院としての性格は変わりません。

6 財産処分の制限

Q 財産の処分はどのように行うのですか？

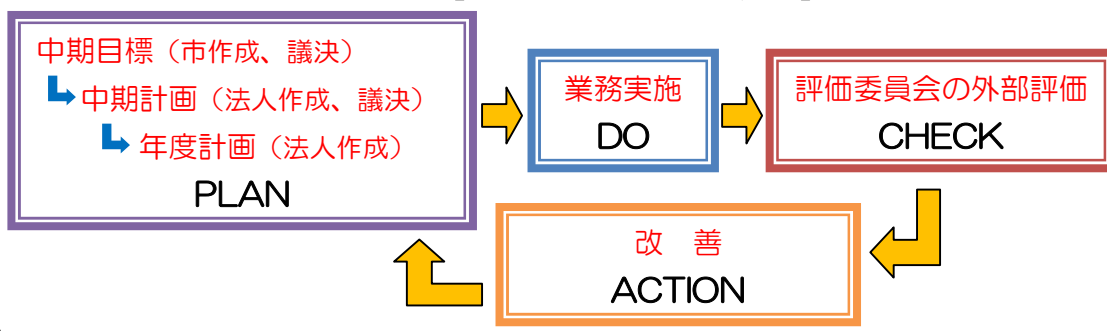
- A 地方独立行政法人は、重要な財産を譲渡し、または担保に用いようとする場合は、法に基づき、あらかじめ評価委員会(後述)の意見を聴くとともに、市有財産処分時と同様に議会の議決を経なければなりません。その上で、市長（設立団体の長）の認可を受け、処分することとなります。

7 業務運営の仕組み

Q 業務運営はどのように行われるのですか？

- A 地方独立行政法人の業務運営は、法律上「目標による管理と評価の仕組み」が義務付けられています。具体的には、下図のような PDCA サイクルの流れになります。

【PDCA サイクルの流れ】



Q 中期目標とはどのようなものですか？

A 3年以上5年以下の期間において地方独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標とされており、評価委員会(後述)の意見を聴くとともに議会の議決を経て市長が法人に指示することとなっています。

【中期目標規定項目】

- ・ 提供する医療の内容や業務・サービスの質の向上に関すること
- ・ 業務改善や効率化に関すること
- ・ 経営改善に関すること など

Q 中期計画とはどのようなものですか？

A 地方独立行政法人は、市長から指示された中期目標を達成するための計画として、3年以上5年以下の期間における中期計画を作成し、評価委員会(後述)の意見を聴くとともに議会の議決を経て、市長の認可を受けることとなっています。

【中期計画規定項目】

- ・ 中期目標に掲げる事項を達成するためにとるべき措置
- ・ 予算・収支計画 など

Q 年度計画とはどのようなものですか？

A 地方独立行政法人が、中期計画を実施するため、毎事業年度の開始前に定める1年間の計画です。年度計画を定め市長に提出するとともに公表する必要があります。

Q 評価委員会とは何ですか？

A 評価委員会は、市に設置される附属機関で、地方独立行政法人の業務の公共性や透明性を確保するため、単に経営的な評価だけでなく、市民の視点に立って社会的な観点からも評価するものとされています。

【主な業務内容】

- ・ 中期目標や中期計画を策定する際の意見聴取
- ・ 各事業年度及び中期目標期間の業務実績の評価
- ・ 法人の業務を継続させる必要性や組織のあり方の検討
- ・ 業務改善勧告 など

8 メリット

Q 地方独立行政法人化のメリットは何ですか？

A 地方独立行政法人化に伴い、制度上、下記のような**メリット**が示されています。

① 法人運営及び事業執行の弾力性の向上

地方公共団体の枠組みからはずれることで、独自の意思決定が可能になることから、業務執行面で柔軟な経営が可能になります。

また、予算単年度主義が緩和され、予算執行における機動性、弾力性が増します。

② サービスや質の向上

評価委員会による業務実績評価などを通じた業務改善サイクルが確立されます。その評価では、市民に対して提供するサービスも評価対象になりますので、一般会計繰入金に代表される税金を投入することに対する市民への説明責任を果たしていくことが可能です。

③ 独立した法人格による経営意識の向上

地方公共団体から独立した法人格を有するため、職員は法人の職員となります。そのため、職員の法人への帰属意識により、経営改善に対する意識が高まるとともに、組織に対する外部からの評価に敏感になります。この職員の意識の高まりが、現実に経営状況を改善していく原動力となります。

④ 経営改善につながる諸制度の導入

地方独立行政法人には、経営改善につながる下記のような諸制度の導入が法律により強制されています。

- ・ 法人の長の権限強化
- ・ 弾力的な予算制度
- ・ 目標管理及び外部評価制度
- ・ 積極的な情報開示 など

9 デメリット

Q 地方独立行政法人化のデメリットは何ですか？

A 地方独立行政法人化により、下記のような**デメリット**が想定されます。

① 移行に伴うコスト

地方独立行政法人制度の導入に伴い、準拠する会計基準や各種規程の変更により、システム改修等の初期費用が生じます。

② 業務運営

中期計画・年度計画の策定や評価委員会等の運営に伴う事務量の増大、理事長による専断等といったマイナス要因の発生も考えられます。